

あらためて

栄支部のご案内

8/6(土)17時~

割烹中越

会費 5000円（飲み放題）

♪栄支部のみなさんには

1000円の補助あり

支部を超えての参加も

大歓迎

楽しく暑気払いを

しましょう！

大勢のご参加をお待ちしています。

参加希望の方は

池田塗装所

TEL.38-2670まで、

ご連絡ください。



新二役は次のとおりです	
☆ 民商	
会長	坂井 鉄雄（看板）
副会長	佐藤 豊（建築業）
副会長（会計兼務）	小林 勝幸（鋼材販売）
事務局長	小川 知子（専従）
副理事長	山谷 吉男（自転車店）
副理事長	小式沢 浩（プレス）
会計	岩崎 正則（建築大工）
専務理事	新
理事長	新
副理事長	新
副会長	再
☆ 共済会	
事務局長	新
新	
新	
新	

7月記帳会

7月30日(土) 9時半~

民商事務所 手書きの方もどうぞ
みんなで楽しく記帳しましょう

婦人部より

そうめん、ひやむぎ 好評発売中！

そうめん 1.5kg 2000円

ひやむぎ 1.5kg 2000円

三条民商・正事務局員募集！

一緒に楽しく働いてくださる方

募集しています

・要普通自動車免許

・社保・退職金制度・年金共済制度

あり

・委細面談

ご連絡は、三条民主工商会

TEL. 0256-32-2710



三条民商

三条民主工商会
三条市興野 2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2022年7月25日
2523回

三条民商第75回総会・三条民商共済会第38回総会
17人参加で開催 7月17日(日)三条東公民館
インボイス中止・消費税減税！危機打開・改憲阻止！
支部を基礎に、旺盛な要求活動と相談活動で

強く大きな民商建設を！

今年も、コロナ禍の影響で各支部2名程度の代議員で短時間の変則開催となりました。

池田副会長の司会・あいさつに続き、腹案どおり、佐藤副会長が議長に選任されました。坂井会長は「インボイスが実施されたら、現在免税業者も課税される。学習と署名、組織を拡大することでインボイスを中止させよう」とあいさつしました。
来賓の小林誠日本共産党市議（三条民商大崎支部会員）より、あいさつをいただきました。新商連からのメッセージを佐藤議長が読み上げ、全商連声明、「参議院選挙結果を踏まえ、改憲・大軍拡に反対し、消費税減税・インボイス中止の運動を強めよう」を小川事務局が読み上げました。
活動報告・方針案を小川事務局から提案。その後、共済会、婦人部、栄支部からの行事のお知らせと呼びかけがありました。財政報告・予算案を池田副会長（会計兼任）から提案。会計監査報告を鶴巻会計監査が報告。新役員の提案を山谷常任理事（共済会副理事長）が提案し、役員承認されました。採決は、活動報告・方針案、財政報告・予算案を一括採決をはかり、満場一致で承認されました。



△三条市すまい快適断熱

リフォーム補助金

対象住宅 市内にある一戸建て住宅
(店舗併用は過半が住宅)

援助対象 ・市内に住所があり、
居住している方
・市税等を完納している方

対象工事 基本+その他工事 市内業者
(支店、営業所含む) が施工

基本工事 ※次のいずれか一つ以上
必須

- ① 断熱材設置 ②複層ガラス取替
- ③ 内窓設置 ④開口部取替

その他工事 基本工事と併せて環境
・機能維持向上リフォーム
・機能維持向上リノベーション

補助額 補助対象工事費（税込）の

1/10 上限 10万円

三条市原油価格等高騰対策事業補助金について

日本共産党・坂井良永市議に問い合わせたところ、今年の9月議会で取り上げるということです。

三条地域振興局 農業振興部 TEL.0256-36-2257

原油価格・物価高騰等に関する経営相談窓口設置

原油価格・物価高騰等による農業経営への影響が懸念されるため

☆対応する相談内容等

1.制度資金や総合緊急対策等について

2.今後の経営等についての技術相談

☆R4.7.6（水）～当面の間（土日祝日除く 8:30～17:15）

加茂市原油価格等高騰対策事業補助金～R4.9/30（金）

☆補助対象者

- 1.加茂市内に本社または事業所を有する中小企業者
- 2.R4年度内で他の同様の支援制度を受けていない
- 3.市税を完納しているもの 等

☆補助対象経費 燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）、公共料金（電気、ガス）

- ・市内にある事業所等の経費
- ・個人事業主は事業用経費（自家用と按分）等

☆補助金額 差し引く

R4.4月～6月合計額-R3.4月～6月合計額の10/10以内

3万円以上の場合を対象、上限 20万円

☆申請書類 申請書建実績報告書に、請求書または領収書の写し 振込口座通帳（2面）写し

→ないので、インボイス発行を迫り、取引排除の可能性も。取引先は、「課税事業者にならなければ取引価格を下げる、応じなければ取引を打ち切る」と一方的に通告するのは独占禁止法上問題です。

